

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和7年7月2日(水)  
午前10時00分から

## 1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第50号)
- (2)選挙人名簿に登録する者について (議案第51号)
- (3)在外選挙人名簿に登録する者について (議案第52号)
- (4)在外選挙人名簿への登録の移転をする者について (議案第53号)
- (5)参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について (議案第54号)
- (6)参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について (議案第55号)
- (7)参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について (議案第56号)
- (8)参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第57号)
- (9)参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について (議案第58号)
- (10)参議院議員通常選挙における投票所の指定について (議案第59号)
- (11)参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について (議案第60号)
- (12)参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について (議案第61号)
- (13)参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について (議案第62号)
- (14)参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第63号)
- (15)参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について (議案第64号)
- (16)参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第65号)

## 2 その他

(1)ご当地キャラクターを活用した期日前投票所における投票済証明書の  
交付について

(2)次回以降の委員会日程について（予定）

令和7年7月3日(木)	午後6時00分から
令和7年7月17日(木)	午後6時00分から
令和7年7月20日(日)	午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 50 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数   | 299 人          |
|   | 内訳 死亡者    | 98 人           |
|   | 市外転出者     | 201 人          |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり         |
| 3 | 抹消年月日     | 令和 7 年 7 月 2 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) <sup><※1></sup>前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和7年7月2日

1 死亡者

令和7年7月1日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年3月1日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	51	47	98
転出者	108	93	201
計	159	140	299

議題 (2)  
議案第 51 号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年7月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- 1 登録する者の数 1,186 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年7月2日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

---

○公職選挙法（抜粋）

（登録）

第22条

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日（選挙時登録の基準日）現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議題 (3)  
議案第 52 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 登録する者の数   | 1 人            |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり         |
| 3 登録年月日     | 令和 7 年 7 月 2 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、<sup><※1></sup>前条第 1 項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※1>法第 30 条の 5 第 1 項 (要旨)

<sup><※2></sup>前条第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会 (当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会) に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※2>法第 30 条の 4 第 1 項 (要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有するものについて行う。

議題 (4)  
議案第53号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数  
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日  
令和7年7月2日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第4項<sup><※1></sup>の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項<sup><※2></sup>に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

<※1>法第30条の5第4項

年齢満18年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出(以下この項において「国外転出届」という。)がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの(当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。)は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

<※2>第30条の4第2項

在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、次条第4項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。

議題 (5)  
議案第 54 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

期日前投票所	設置期間
福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所3階大会議室	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘3階多目的スペース	令和7年7月14日から 令和7年7月18日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

---

○公職選挙法施行令(抜粋)

(投票所)

第39条(読替後)

投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条(読替後)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

(期日前投票)

第48条の2

6 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題 (6)  
議案第 55 号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、城南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号  
福岡市城南区役所3階大会議室

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(期日前投票)

第48条の2(読替後)(要旨)

1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、行わせることができる。

(在外投票等)

第49条の2

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第48条の2第1項中、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」とする。

○公職選挙法施行令(抜粋)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第65条の13(要旨)

4 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議題 (7)  
議案第 56 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘 3 階多目的スペース	午前 10 時	午後 7 時
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前 10 時	午後 7 時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘 3 階多目的スペース及び福岡市役所 1 階市民ロビーについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 2 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(投票所の開閉時間)

第 40 条 (読替後)

- 1 投票所は、午前 8 時 30 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 48 条の 2

- 6 ※ 議案第 54 号参照

議題 (8)  
議案第 57 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

期日前投票所の投票管理者及び職務代理者  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 24 条第 1 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 49 条の 7 による読替後の第 25 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(投票管理者)

第 37 条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 24 条

1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員

会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

#### 第 25 条(読替後)

市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日及び時間)を告示しなければならない。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

#### 第 49 条の 7 (要旨)

第 25 条中「氏名(」とあるのは「氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に)」に、「時間」とあるのは「日及び時間」にそれぞれ読み替える。

議題 (9)  
議案第 58 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

期日前投票所の投票立会人  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票立会人)

第38条(読替後)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

(期日前投票)

第48条の2(要旨)

5 法第38条第1項中「2人以上5人以下」とあるのは「2人」に、「前3日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。

議題 (10)  
議案第 59 号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

各投票区の投票所  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 39 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 41 条第 1 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(投票所)

第 39 条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第 41 条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも 5 日前に、投票所を告示しなければならない。

議題 (11)  
議案第 60 号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区別府六丁目14番22号  
福岡市立城南体育館
- 2 日時 令和7年7月20日 午後9時15分から

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 63 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 64 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(開票所の設置)

第 63 条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第 64 条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議題 (12)  
議案第 61 号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号  
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(開票立会人)

第62条

6 第2項、<sup><※1></sup>第4項<sup><※2></sup>または前項<sup><※3></sup>の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

<※1>法第62条第2項(要旨)

<sup><※4></sup>前項の規定により届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

<※2>法第62条第4項(要旨)

届出のあつた者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、その者の中で選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることできない。

<※3>法第62条第5項(要旨)

開票立会人が定まった後、同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が3

人以上となつたときは、選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、その職を失う。

<※4>法第62条第1項（要旨）

公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、その選挙の期日前3日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

議題 (13)  
議案第 62 号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
  - (1) くじはくじ棒により行う。
  - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
  - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
  - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
  - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
    - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
    - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合  
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

---

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

2 届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題 (14)  
議案第 63 号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

各投票区の投票管理者及び職務代理者  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 24 条第 1 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(投票管理者)

第 37 条

2 ※議案第 57 号参照

4 ※議案第 57 号参照

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 24 条

1 ※議案第 57 号参照

4 ※議案第 57 号参照

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 25 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名 (二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間) を告示しなければならない。

議題 (15)  
議案第 64 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和7年7月2日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

各投票区の投票立会人  
別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票立会人)

法第38条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

議題 (16)  
議案第 65 号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 7 月 2 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

開票管理者及び職務代理者  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 61 条第 2 項及び第 4 項並びに公職選挙法施行令第 67 条第 1 項及び第 8 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(開票管理者)

第 61 条

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 67 条

1 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を

代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第 68 条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない